



山形県公報

平成19年8月21日(火)
第1868号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

道路の位置の指定..... (置賜総合支庁建築課) ...1155

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

白鷹町議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立ての裁決..... 同

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出..... (商業経済交流課) ...1159

農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... (最上総合支庁農業振興課) ...1160

## 告 示

### 山形県告示第810号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成19年8月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置建第281号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字泉岡字南904 - 1
- 3 道路の状況 幅員6.0メートル  
延長42.57メートル
- 4 指定年月日 平成19年8月10日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

### 山形県選挙管理委員会告示第120号

平成19年4月22日執行の白鷹町議会議員選挙における当選の効力に関し、西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1547番地1佐竹典明から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成19年8月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

裁 決 書

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1547番地1

審査申立人 佐 竹 典 明

山形市旅籠町一丁目14番20号

同代理人弁護士 加 藤 實

山形市木の実町 9 番 4 号浜ビル 2 階

同代理人弁護士 佐 藤 欣 哉

同代理人弁護士 田 中 暁

山形市七日町一丁目 4 番24号

フリーランドビル山形 6 階

同代理人弁護士 外 塚 功

山形市城北町一丁目 3 番17号

同代理人弁護士 五 十 嵐 幸 弘

山形市旅籠町二丁目 1 番36号

第三井菱ビル 2 階

同代理人弁護士 高 橋 健

米沢市中央四丁目 3 番17号

同代理人弁護士 高 橋 敬 一

鶴岡市宝町 2 番15号

同代理人弁護士 脇 山 拓

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成19年 6月15日付けで提起された平成19年 4月22日執行の白鷹町議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

#### 主 文

- 1 本件選挙に係る当選の効力に関する審査申立人の異議の申出に対して、白鷹町選挙管理委員会が平成19年 5月29日に行った棄却の決定は、これを取り消す。
- 2 本件選挙における当選人大滝賢の当選は、これを無効とする。

#### 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙に係る当選の効力に関し、平成19年 5月 2日、山形県白鷹町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に異議の申出をしたところ、町委員会は平成19年 5月29日付けをもってこれを棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)を行った。申立人は、これを不服として、平成19年 6月15日、当委員会に対し、原決定の取消しと本件選挙の当選人大滝賢(以下「大滝候補」という。)の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)を行った。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件選挙の開票の結果、最下位当選人である大滝候補の得票数が520票となり、得票数が519票であった申立人が次点と定められた。
- 2 しかしながら、本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすおそれがある投票として、「さたけまさあき」と全て平仮名で記載された投票が 3 票存在し、原決定においていずれも無効投票とされた。
- 3 「さたけまさあき」なる記載は、申立人が通称認定(「佐竹ふみあき」)を受け、選挙運動を通じて自己の氏名としていた「佐竹ふみあき」の記載と氏において完全に一致し、名も 2 字が同じ平仮名で一致し、異なる 2 字も平仮名で共通している。
- 4 これらの投票は申立人である佐竹典明に対する投票を誤記したものであり、申立人の有効投票である。

#### 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、町委員会から弁明書及び関係書類の提出を、申立人から反論書の提出を求めたうえ、申立人の請求による口頭意見陳述を実施するなどの調査を行った。さらに町委員会の保管する本件選挙の投票について、申立人及びその代理人、町委員会の委員長及び職員などの立会いのもと、平成19年 8月 6日に全ての投票の再点検を行い、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

- 1 当委員会が確認した事実
  - (1) 本件選挙は、定数14名に対して16名が立候補の届出を行い、開票の結果、選挙会は、大滝候補の得票数を520票として最下位当選人と、申立人の得票数を519票として次点と決定した。
  - (2) 選挙会が決定した本件選挙の各候補者別の有効投票数及び無効投票数は、いずれも選挙録の記載と一致して

いる。

- (3) 本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすおそれがある投票については、申立人が主張する「さたけまさあき」として平仮名で明瞭に記載された投票が3票確認され、いずれも選挙会において無効投票として処理されていた（以下この3票を「本件投票」という。）。また、本件投票は、原決定においても、「佐竹典明に投票する意思が明白であるとは判断できない。」として、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第68条第1項第8号の「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」として無効とされた。
- (4) 本件選挙において、本件投票の記載と氏名、氏又は名が一致もしくは類似する候補者は、氏が「さたけ」である申立人及び名が「まさあき」である本件選挙の当選人である今野正明（以下「今野候補」という。）の2名のみである。
- (5) 申立人は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項に基づいて「佐竹ふみあき」と通称の認定を受け、法第175条第1項の規定による投票記載所の氏名等の掲示（以下「氏名等掲示」という。）において今野候補の左隣に記載された。

## 2 当委員会の判断

- (1) 本件審査の申立てにおける争点は、本件投票が法第68条第1項第8号の「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」として無効であるか、あるいは、誤記としていずれかの候補者の有効投票であるかという点にある。

投票の効力の決定に当たっては、法第67条後段において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定している。この規定の趣旨は、「選挙人の意思が投票の記載から判断できる以上は、できるだけその投票を有効とすべきものとする趣旨を示したものと解する」（昭和27年7月11日 最高裁判所判決、同旨昭和63年6月30日 仙台高等裁判所判決）とされ、投票の記載が拙劣、不明確、不正確であっても、記載の類似性から候補者の一人に投票を帰属させることができるときは、当該候補者の有効投票とする等、できるだけ投票を有効としなければならないと解されている。

また、「特段の事由によるものを除き、選挙人は一人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を二人の候補者の氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者の氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、公職選挙法第68条第5号、第7号に該当する無効のものでない限り、いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」（昭和32年9月20日 最高裁判所判決）との判例に従い、「現行の公職選挙法のもとにおける選挙においては、選挙人は自らの自由な意思の表明として候補者に1票を投ずることが予定されているのであり、一般的には、選挙人はいずれかの候補者に投票する意思を持って投票したものとみるのが自然であり合理的である。したがって、当該投票の記載から見て、選挙人がどの候補者にも投票する意思のないことが明確な場合を除き、複数の候補者の氏名が混記されたような投票であっても、安易に当該投票を無効とすべきではなく、選挙人の意思が判断できる限りは、その投票を有効なものとして取り扱うのが相当である。」（平成16年12月27日 東京高等裁判所判決）との認識に立ち本件投票の効力について判断する。

- (2) 本件投票の記載（別表1）は、氏において「佐竹典明」と完全に一致し、他にこれと同一もしくは類似する氏の候補者はいない。一方、名においては「今野正明」と完全に一致し、これと類似すると認められる名は、申立人の名である「典明」のみである。

「佐竹典明」と「今野正明」は漢字において、いずれも4文字で「明」の字が共通しているが、本件投票の記載のように全て平仮名にした場合も、「さたけ ふみあき」と「こんの まさあき」となり、氏が3文字、名が4文字で、名の「あき」の字が共通する。

「一般に、人が他人を識別する場合に、芸人や歴史上の著名人のように氏名を一体として認識するのが常となっている場合を除けば、通常は氏をもって個人を識別する基準にしていること、家族、親族、親しい仲間といった限られた集団内を別にすれば、他人の氏のほかに名前まで正確に記憶にとどめていることは少ない」（前記東京高等裁判所判決）とされている。「佐竹」と「今野」には、外観、呼称において全く類似性がなく、本件投票が全て平仮名の縦書きで明瞭に記載されているため、今野候補に投票しようとする意思をもって「さたけまさあき」と誤記したとは考え難い。一方、「ふみあき」と「まさあき」は語尾が「あき」で共通し字数も同数で類似性があるから、両者を書き誤る可能性はあると考えられる。

- (3) 実際に、本件選挙の氏名等掲示（別表2）においては、今野候補は、上段の右から5人目に全て漢字で記載され、「こんのまさあき」とふりがなが付され、申立人は、同様に上段の右から6人目（今野候補の左隣）に

通称(「佐竹ふみあき」)で記載され、氏に「さたけ」とふりがなが付されていたところ、今野候補と申立人のそれぞれ下段に隣接して記載された本件選挙の候補者である奥山勝吉(「おくやまかつよし」と本木勝利(「もときかつとし」)に関して、「奥山勝利(平仮名表記を含む。)」と記載された投票が有効投票中に3票、無効投票中に10票、「本木かつよし(氏の誤記を含む。)」と記載された投票が有効投票中に2票確認された。

このことは、氏名等掲示に並んで記載されていた候補者の氏名が混記された記載を一方の候補者の氏名の誤記と認めた事件(平成5年2月18日 最高裁判所判決)と同様、本件選挙の選挙人が氏名等掲示を見て候補者の氏名を記載する際に、氏名の一部が類似している候補者を取り違えて誤記した可能性があることをうかがわせる。

(4) 以上の諸点にかんがみると、本件投票の記載は、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効と判断するよりは、「佐竹典明」の氏を記載したものの、名を記載する際にこれを誤記した有効投票と解するのが相当である。

以上の結果、申立人の得票数は、選挙会で決定された得票数519票に当委員会が有効投票と判断した本件投票の3票を加え522票となり、選挙会において決定された得票数に変動がない大滝候補の得票数を2票上回るることとなるから、本件審査の申立ては理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成19年 8月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

別

表

1

| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 番号      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしやしめい</small><br/>                     候補者氏名                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 150px;">                     さ<br/>た<br/>け<br/>ふ<br/>み<br/>あ<br/>き                 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしやしめい</small><br/>                     候補者氏名                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 150px;">                     さ<br/>た<br/>け<br/>ま<br/>さ<br/>あ<br/>き                 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしやしめい</small><br/>                     候補者氏名                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 150px;">                     さ<br/>た<br/>け<br/>ま<br/>さ<br/>あ<br/>き                 </div> | 投票の記載内容 |

別表 2

平成十九年四月二十二日執行

白鷹町議会議員選挙候補者

白鷹町選挙管理委員会

|                         |                          |                              |                             |                              |                           |                             |                          |
|-------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 無所属<br>船山 仁<br>ふなやま ひとし | 無所属<br>かとう 秀人<br>かとう ひとと | 日本共産党<br>佐竹ふみあき<br>さたけ ふみあき  | 無所属<br>今野 正明<br>こんの まさあき    | 自由民主党<br>青木 彰 栄<br>あおき しょうえい | 無所属<br>関 ちずこ<br>せき ちずこ    | 無所属<br>いがらし 政司<br>まさし       | 無所属<br>大滝まさる<br>おおたき まさる |
| 無所属<br>かん 祐二<br>かん ゆうじ  | 無所属<br>菅原たかお<br>すがわら たかお | 日本共産党<br>本 木 勝利<br>もと き かつとし | 無所属<br>おくやま 勝吉<br>おくやま かつよし | 無所属<br>守 谷 丹 吾<br>もり や たんご   | 無所属<br>佐藤せいしち<br>さとう せいしち | 無所属<br>えんどう 幸一<br>えんどう こういち | 無所属<br>岡 田 明<br>おかだ あきら  |

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成19年12月21日まで縦覧に供する。

平成19年 8月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
堀川町ショッピングプラザ  
米沢市堀川町2309番 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号  
代表取締役 山澤 進  
株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号  
代表取締役 石黒 晴美
- 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者  | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考               |
|----------|---------|---------|-------------------|
| その他の小売業者 | 午前 9 時  | 午後10時   | 年間30日は翌日の午前 0 時閉店 |

（変更後）

| 小売業を行う者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻   | 備 考             |
|---------------|---------|-----------|-----------------|
| その他の小売業者（新C棟） | 午前9時    | 翌日の午前0時3分 |                 |
| その他の小売業者（新D棟） | 午前9時    | 午後10時     | 年間30日は翌日の午前0時閉店 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時30分から午後10時30分まで。ただし、年間30日は午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

（変更後） 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成19年10月12日

5 届出年月日

平成19年7月30日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年12月21日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成19年 8月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

金山農業協同組合

最上郡金山町大字金山456番地30

(2) 農地保有合理化事業の実施地域

最上郡金山町における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

(3) 農地保有合理化事業の種類

(イ) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）

(ロ) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業

(4) 承認年月日

平成19年6月27日

2 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

真室川町農業協同組合

最上郡真室川町大字新町141番地1

(2) 農地保有合理化事業の実施地域

最上郡真室川町における農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

(3) 農地保有合理化事業の種類

(イ) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）

- (ロ) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
  - (ハ) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
  - (4) 承認年月日  
平成19年7月2日
- 3
- (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
新庄市農業協同組合  
新庄市沖の町5番55号
  - (2) 農地保有合理化事業の実施地域  
新庄市における農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
  - (3) 農地保有合理化事業の種類
    - (イ) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）
    - (ロ) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
    - (ハ) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
  - (4) 承認年月日  
平成19年7月24日

平成19年 8 月21日印刷  
平成19年 8 月21日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056